

教育資金融資援助奨学金 募集要項

教育資金融資援助奨学金は学部生または大学院生で、金融機関が取り扱う教育資金融資(教育ローンなど)を利用して学費を納付したものを対象に、当該年度に発生する利子の一部または全額を支給する返還義務のない給付型の奨学金制度です。※学校提携教育ローン(セディナ学費ローン)や、日本学生支援機構第二種奨学金など奨学金の利子は本制度の支援対象外です。また、カードローン等、下記の応募書類が提出できないものも本制度の支援対象外です。

対象者	学部生・大学院生(留学生・交換留学生を除く)
支給種別	給付
給付金額(年額)	融資金残高(上限200万円)に対し、下記に定める方法により算出された額 (1000円未満切捨) ①借入年度:2022年度以前 融資金残高(2023年4月1日現在)×(借入時点の利率 ^{※1} /100)×(1/12)×12 ②借入年度:2023年度 融資金額×(借入時点の利率 ^{※1} /100)×(1/12)×帰属月数(A ^{※2}) ※1 日本政策金融公庫の借入年度4月1日時点の利率を上限とする ※2 A=2023年度に帰属する月数(融資月の翌月から3月までの月数)
受付時期	2023年12月1日(金)~2023年12月15日(金)
受付窓口	学生支援課 奨学金係
応募条件	1. 教育資金融資を利用して学費の全部又は一部を納付し、その融資状況の証明ができる者 2. 学業を継続して確実に卒業できる見込みがある者 ※地方自治体・民間育英団体等の奨学金を受けている場合は、本奨学金との併用が可能かを確認の上、申請してください。
応募書類	1. 表紙 2. 出願書 ※A4サイズで両面印刷の上、ボールペンで記入 3. 生計維持者全員の所得証明書(令和4年分の所得が記載されていること) 4. 教育資金融資契約書および教育資金融資返還計画書のコピー 5. 融資金残高証明書 ①2023年3月31日以前に借り入れている場合 「2023年4月1日現在の融資金残高証明書」 ②2023年4月1日以降に借り入れている場合 「借入時点での融資金残高証明書」 6. 支給依頼書
審査方法	応募条件を満たした者のうち、成績および家計状況を加味し採用
採否通知	1月末までに保証人(父母あるいは主たる生計維持者)に郵送にて通知
支給方法	3月末までに本人名義の金融機関口座に振り込み
給付決定後の取消	奨学金が次のいずれかに該当する場合は奨学金の給付決定を取消し、すでに給付された奨学金がある場合には、その額を返還させることがある。 (1) 学生の身分を失ったとき (2) 学則により、停学・退学の処分を受けたとき (3) 願書および提出書類に虚偽の記載を行ったとき (4) その他奨学生として相応しくない行為があったとき